

斎藤投票所変更のお知らせ

選挙管理委員会（総務課内）
 内線215 2階 ⑩番窓口
 令和3年10月以降に執行される公職者の選挙から、斎藤投票所の場所を次のとおり変更します。

- ▼変更前 斎藤学習等供用施設
 1階 保育室
- ▼変更後 扶桑町総合福祉センター
 1階 玄関ホール

従来の斎藤学習等供用施設では、人と人との間隔を十分にとりにくいいため変更するものです。ご理解くださいますようお願いいたします。

Jアラートの訓練放送を行います

災害対策室 内線352
 2階 ⑭番窓口

◆全国一斉情報伝達訓練
 地震や武力攻撃などの発生時に備え、Jアラート（全国瞬時警報システム）を用いて情報伝達訓練を行います。
 ▼日時 10月6日（水）午前11時頃

「チャイム音」
 「これは、Jアラートのテストです。」
 が3回
 「こちらは、こうほうふうそうです。」
 「チャイム音」
 なお、災害等の発生により中止する場合がありますのでご了承ください。

行政相談をご利用ください

住民課 内線249
 1階 ①番窓口
 行政相談週間
 10月18日（月）～24日（日）

総務省では、国や特殊法人などの行っている仕事について、国民の皆さんからの苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。

この行政相談制度を皆さんに知っていただき、利用していただくため「行政相談週間」の期間内に「行政相談所」を開設します。相談は無料で秘密は厳守します。

▼日時 10月21日（木）
 午後1時30分～4時
 ▼場所 扶桑町中央公民館 講義室2
 ▼行政相談委員 河野 すい
 伊藤 千勢

※「行政相談委員」とは、総務大臣から委嘱されている民間のボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

10月は「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」です

産業環境課 内線278
 1階 ⑥番窓口

わたしたちの家庭から出る生活排水は、川や海などの水の汚れの大きな原因となっています。

愛知県では、毎年10月を「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定め、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

生活排水対策は、一人ひとりの取組が大きな効果につながります。皆さんも、できることから始めてみませんか。

- ▼身近な生活排水対策
 - ・食べ残し、飲み残しをしない
 - ・三角コーナーや水きりネットで汚れを取り除く
 - ・使用済み食用油は資源ごみに出す
 - ・食器や鍋は目立つ汚れを新聞紙などで拭き取ってから洗う
 - ・洗剤は正しく量って使う

▼浄化槽の適正な維持管理
 浄化槽を管理する全ての方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければならないとされています。浄化槽を効果的に長くご使用いただくため、適正に管理しましょう。

▼合併処理浄化槽の設置補助
 一般家庭で、単独処理浄化槽・汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。ただし、下水道認可区域や新築・改築の場合は対象になりません。

事前に申請が必要ですので、工事前に産業環境課までご相談ください。

財政の健全化判断比率と資金不足比率について

政策調整課
 内線 314
 2階 ⑨番窓口

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政の健全性を表す指標（4つの健全化判断比率及び資金不足比率）の公表が義務づけられています。扶桑町の令和2年度決算における財政の健全化判断比率等は次のとおりです。

単位：%

	健全化判断比率				⑤公営企業における資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	
扶桑町の状況	ない (黒字)	ない (黒字)	0.9	ない [将来負担額よりも、それに充てることができる財源の方が多]い	ない [資金不足額がない]
⑥早期健全化基準	13.99	18.99	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)

- ① 一般会計等（扶桑町では、一般会計と土地取得特別会計）の赤字額の標準財政規模に対する割合
 - ② 全会計（扶桑町では、一般会計・土地取得特別会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・扶桑町下水道事業会計）の連結赤字額の標準財政規模に対する割合
 - ③ 一般会計等が負担する、元利償還金等（地方公共団体が借りた借金の返済金等）の標準財政規模を基本とした割合（3年平均）
 - ④ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模を基本とした割合
 - ⑤ 公営企業会計（扶桑町では、扶桑町下水道事業会計）の赤字に相当する額の事業規模に対する割合
 - ⑥ 財政の健全化の目安となる基準。基準を超えた場合は、自治体が自主的に財政健全化計画を定め、財政再建に努めなければなりません。（①と②は各自自治体の標準財政規模により異なる。）
- ※令和2年度扶桑町の標準財政規模：71億8,414万円

町政への意見・問い合わせ等の受付について

政策調整課
 内線 316
 2階 ⑨番窓口

扶桑町では、町民の皆さんより幅広くご意見をお聴きしています。今回は令和2年度に受け付けました件数及び内容の一部をお知らせします。

◆意見・問い合わせ等の受付件数について
 (匿名のものを含む)

受付方法	件数
手紙（役場設置の投書箱に投かんのもを含む。）	69
電子メール（問い合わせ用アドレスに着いたもの。）	685
合計	754

- ◆主な意見・問い合わせ
- ・各種申請手続き（戸籍謄本、転出届、住所変更、証明書等）について
 - ・助成金・補助金・手当・給付金について
 - ・ごみ（収集、分別の仕方）について
 - ・施設（図書館、福祉センター、学習等、保育園）について
 - ・コミュニティバスについて
 - ・猫、犬（ふん、尿）について
 - ・空き地（雑草）について

◆内訳について

内訳	件数
回答した意見（意見の一部でも回答したものを含む。）	563
匿名等の理由により回答不能となった意見	191
合計	754

皆さんからいただきました意見や質問をもとに、今後もよりよい町政を目指してまいります。

扶桑町表彰

8月2日（月）、多年にわたり公職に従事して功績顕著な方に表彰状及び記念品が授与されました。（敬称略）

一般表彰

治安維持功績者
 千田 雅志

